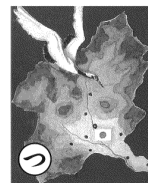




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月31日(日) 号外(第19号)

■ 目 次

	ページ
企業管理規程	
○群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課)	2

■ 企業管理規程

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和六年三月三十一日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

群馬県企業管理規程第九号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十一・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第十六条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
